

○羽村市情報公開条例施行規則

平成15年10月 1 日規則第31号

改正

平成17年 3 月31日規則第15号

平成18年 9 月28日規則第45号

平成20年 3 月31日規則第10号

平成23年 6 月20日規則第14号

平成28年 3 月31日規則第14号

平成28年 3 月31日規則第18号

平成28年10月27日規則第28号

平成29年11月22日規則第29号

平成31年 4 月25日規則第 8 号

令和元年 6 月25日規則第 2 号

令和 5 年 2 月 9 日規則第 2 号

令和 5 年12月15日規則第57号

羽村市情報公開条例施行規則

羽村市情報公開条例施行規則（平成 9 年規則第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、羽村市情報公開条例（平成15年条例第23号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（市政情報開示請求書）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する請求書は、市政情報開示請求書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 請求年月日
- （2） 請求者の連絡先
- （3） 開示の方法
- （4） 代理人による請求の場合における本人の氏名等

（市政情報開示決定通知書等）

第 3 条 条例第11条第 1 項又は第 2 項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第11条第1項の規定により市政情報の全部を開示する旨の決定をした場合	市政情報開示決定通知書(様式第2号)
(2) 条例第11条第1項の規定により市政情報の一部を開示する旨の決定をした場合	市政情報一部開示決定通知書(様式第3号)
(3) 条例第11条第2項の規定により市政情報の全部を開示しない旨の決定(条例第10条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る市政情報を保有していないときの当該決定を含む。)をした場合	市政情報不開示決定通知書(様式第4号)

(審査会への報告)

第4条 条例第10条の規定により開示請求を拒否する決定を行った場合は、羽村市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年条例第31号)第2条第1項に規定する羽村市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)にその旨を報告するものとする。

(開示決定等の期間延長通知書)

第5条 条例第12条第2項又は第13条に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第12条第2項の規定により期間を延長した場合	市政情報開示決定期間延長通知書(様式第5号)
(2) 条例第13条の規定により期間を延長した場合	市政情報開示決定期間特例延長通知書(様式第6号)

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第15条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、当該市政情報の作成年月日、当該第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

2 条例第15条第1項及び第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(様式第7号)により通知し、開示決定等に係る意見書(様式第8号)を提出させるものとする。

3 条例第15条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、開示決定に係る通知書(様式第9号)により当該反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

(市政情報の開示の実施等)

第7条 市政情報の開示を行う場合において、市政情報の写しを交付するときの交付部数は、請求があった市政情報1件名につき1部とする。

- 2 実施機関は、市政情報の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る市政情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該市政情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(電磁的記録の開示方法)

第8条 条例第16条第2項に規定する電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複製したものの交付により、当該電磁的記録の開示を行うことができる。

(利害関係の認定)

第9条 条例第17条第2項第5号に規定する実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

- (1) 市内に土地建物を所有する者が、市の都市計画又は建設工事等によって、当該土地建物に影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。
- (2) 市と隣接する市町の区域に居住し、市の行政により生活等に影響を受けるなど、市の行政に利害関係を有し、又は有することが明らかであるとき。
- (3) 市内における災害等の発生のため被害を受けたことにより、一時的に市の行政に利害関係を有するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。

(写しの交付を受ける者に係る費用の額)

第10条 条例第17条第6項の規定により負担しなければならない市政情報の写しの作成に要する費用の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市の設置する複写機により写しを作成する場合及び市の設置する印刷機により用紙に出力する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 単色で複写又は出力する場合 1枚につき10円とし、日本産業規格A列3番(以下「A3」という。)を超える規格の用紙を用いた場合の写しの枚数は、A3による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定し、合計金額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て

るものとする。この場合において、用紙の両面に複写又は出力したときは、片面を1枚として算定する。

イ カラーで複写又は出力する場合 1枚につき20円とし、用いる用紙の規格は、A3までの規格に限るものとする。この場合において、用紙の両面に複写又は出力したときは、片面を1枚として算定する。

(2) 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 当該複製に要した実費

2 条例第17条第6項の規定により負担しなければならない送付に要する費用の額は、当該送付に要する郵便料金相当額とする。

(写しの閲覧を受ける者に係る費用の額等)

第10条の2 条例第17条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。次条において同じ。）

の規定により負担しなければならない市政情報の写しの作成に要する費用の額は、市の設置する複写機により作成した写し又は電磁的記録を市の設置する印刷機により用紙に出力したものであって、実施機関が不開示情報に係る部分に被覆処理をした部分を含むもの1枚につき10円とする。

2 条例第17条第8項に規定する市規則で定める方法は、第8条第1項に規定する閲覧の方法とする。

(写しの作成及び送付に要する費用の徴収)

第11条 条例第17条第6項に規定する市政情報の写しの作成に要する費用及び送付に要する費用並びに同条第7項に規定する市政情報の写しの作成に要する費用は、それぞれの方法による開示を実施する時までに徴収するものとする。

(審査会への諮問)

第12条 条例第19条に規定する審査会への諮問は、審査会諮問書（様式第10号）により行うものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第13条 条例第19条の規定により審査会に諮問した場合は、審査会諮問通知書（様式第11号）により、条例第20条各号に掲げるものに通知するものとする。

(公表情報)

第14条 条例第23条第1項第2号に規定する計画で実施機関が定めるものは、計画期間が3年以上のものをいう。

(出資等団体)

第15条 条例第24条に規定する出資等団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 羽村市土地開発公社
- (2) 社会福祉法人羽村市社会福祉協議会
- (3) 公益社団法人羽村市シルバー人材センター
- (4) 株式会社コナモレー

(市政情報の検索資料)

第16条 条例第27条第2項に規定する市政情報の検索資料は、市政情報目録その他実施機関が定めるものとする。

(実施状況の公表)

第17条 条例第28条に規定する実施状況の公表は、次に掲げる事項を明らかにし、羽村市が発行する広報紙への掲載その他広く周知できる方法により行うものとする。

- (1) 市政情報の開示の請求状況
- (2) 市政情報の開示決定、一部開示決定及び不開示の状況
- (3) 審査請求の状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(市長が行う事務)

第18条 市長は、実施機関が行う事務のうち、次に掲げる事務を行うものとする。ただし、別段の定めがあるときは、この限りでない。

- (1) 市政情報の開示請求の受付に関すること。
- (2) 市政情報の開示の実施に関すること。
- (3) 市政情報の開示手数料の徴収に関すること。
- (4) 市政情報の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関すること。
- (5) 市政情報の開示決定等についての審査請求の受付及び当該審査請求に係る決定の通知の送付に関すること。
- (6) 審査会の庶務に関すること。

(調整)

第19条 市政情報の開示等を実施するための必要な調整は、情報公開担当部長が行う。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第15号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月20日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年10月27日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年11月22日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年4月25日規則第8号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

付 則（令和元年6月25日規則第2号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

付 則（令和5年2月9日規則第2号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年12月15日規則第57号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式 略